

【改善命令の内容】

- 1 改善命令を行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：有限会社武蔵野クリーニング商会
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 松本 賢一
 - (3) 所在地：東京都練馬区東大泉三丁目16番10号

- 2 処分内容
技能実習法第15条第1項の規定に基づき、令和2年12月18日をもって必要な措置を講ずるよう改善命令を行うこと。

- 3 処分理由
認定計画に従って技能実習を行わせておらず、技能実習の適正な実施を確保するために必要があると認められることから、技能実習法第15条第1項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。